

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益社団法人宮崎県森林林業協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	県営林管理システム 高度化等推進事業	県行造林の長伐期施 業転換及び県有林の 森林認証材の販売促 進に係る業務委託	15,300,166	第167条の2第1項 第2号	<p>当該業務は、GPSやGISを活用した県営林の境界保全、県行分収造林に係る伐採量の平準化を図るための県行分収造林契約における意向確認等、県有林のSGEC認証森林において生産される認証木材の安定供給及び川下と連携した販売ルートの確立を図るための販売体制の研究、森林資源現況調査並びに路網整備計画の策定を外部委託し、効率的に執行しようとするものである。</p> <p>このため業務に当たっては、</p> <p>①長伐期施業の利点や木材価格の動向等、森林・林業に関する基礎的知識を有していること。</p> <p>②GPSやGISの取り扱い等に必要な技術、知識等を有していること。</p> <p>③県営林の所在、森林の状況等の県営林に関する基礎的知識を有していること。</p> <p>④県行分収造林契約の仕組み、契約内容を理解し、権利移転登記等の実務に豊富な知識を有し、契約者(土地所有者)に対する契約延長等の働きかけが可能であること。</p> <p>⑤SGEC認証森林である県有林の林況に精通していること。</p> <p>⑥県内外のSGEC認定事業者から購入要望等を取りまとめ、県と現地調査や生産協議を行って出荷量を決定するなど、モデル的な出荷、販売に取り組むことができること。</p> <p>が必要となる。</p> <p>①及び②については、素材生産業者であれば、長伐期施業の利点、木材価格の動向、GPSやGISの取り扱い等に必要な知識等を有していると考えられる。また、③については、素材生産業者であれば、地図に基づいて県営林の所在や現地における森林の状況等を確認することができることから、県営林に関する基礎的知識についても容易に得ることができると考える。</p> <p>一方、④については、公益社団法人宮崎県森林林業協会は、森林・林業に関する調査事業の実施や林業経営相談を目的の一つとして設立された法人であることから、分収林契約相手方との調整を行うことができる唯一の団体である。</p> <p>また、⑤及び⑥については、公益社団法人宮崎県森林林業協会は、県内のSGEC認証森林及びSGEC認証事業者を構成員とした協議会の運営を行っており、認証木材のモデル販売に向け出荷・流通の整備を図っていることや、これまで、県営林経営資源調査の受託を通じ、県営林の管理、運営に精通するとともに、資源調査で培った優れた森林評価能力を有していることから、森林資源の現況把握、将来予測等が可能であるため、路網整備計画の策定等について需給状況を踏まえた推進を行うことができる唯一の団体である。加えて、県営林の地形を熟知していることから、GPS、GISのデータと空中写真とを整合する精度が高いと認められる。</p> <p>なお、本業務は一体として遂行する必要がある。</p> <p>これらのことから、本業務を適切に遂行できる能力を有する団体は、公益社団法人宮崎県森林林業協会の他になく、公益社団法人宮崎県森林林業協会が唯一の団体である。</p>	環境森林部 環境森林課みや ざきの森林づく り推進室

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
2	県営林経営資源調査事業	県行造林の立木売払い評価の算定基礎に係る調査業務の委託	11,146,543	第167条の2第1項第2号	<p>本調査事業は、県営林（県行分収造林）の主伐による売払いを効率的に実施するため、基礎となる調査を外部委託により実施するものであり、本事業調査を受託する者は、</p> <p>①適正な評価を行うため、対象森林の樹種、用途ごとに品質区分（1, 2, 3等）、径級区分、平均樹高、搬出計画（架線、作業路等）等の因子を的確に調査することができること。</p> <p>②全県的に点在する県営林を対象として、調査員の手配や、境界確認のための立会の調整など、定められた期間内に効率的に調査することができること。</p> <p>③本調査事業の結果を基に、入札による立木の売り払いを前提としていることから、受託者は宮崎県県営林公売公告に基づく一般競争入札に参加できないため、入札参加予定者以外の者であること。 などが条件となる。</p> <p>以上の条件を満たす契約相手方としては、公益社団法人宮崎県森林林業協会以外にはなく、競争入札には適さないと判断される。</p>	環境森林部 環境森林課みやざきの森林づくり推進室
3	森林のいいとこ森発見事業	森林の理解者を育成するために、小学生以上を対象にした林業現場等の見学研修を実施する業務の委託	1,636,800	第167条の2第1項第2号	<p>森林のいいとこ森発見事業の林業現場等の見学研修は、森林の理解者を育成するため、小学生以上を対象に年3回の見学研修を実施するものである。</p> <p>見学研修を企画する上では、対象となる世代毎にその世代のニーズに応じたものを企画する必要があり、また、見学研修の対象は、施業中の森林（伐採現場）や木材市場、製材工場、林業技術センター、木質バイオマス関連施設及び巨樹等の森林・林業に関連する様々な箇所が想定され、その全てにおいて林業・木材産業等の現状を把握・理解しつつ、年齢層に合った研修プログラムの企画構成及び見学研修先との調整が必要となる。</p> <p>更に、研修箇所や適切な指導者を選定できる知識を持った林業普及指導員等の資格を有した人物を配置でき、林業現場等との広いネットワークを持つ団体であることが求められる。</p> <p>公益社団法人宮崎県森林林業協会は、本県の豊かな森林環境を育成・保全するとともに、木材利用促進の普及啓発や森林保護及び森林環境教育を推進し、木質循環型社会の実現に寄与することを基本方針としている。</p> <p>また、「宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森」（小林市）、「宮崎県林業センター森とのふれあい施設」（美郷町）及び「宮崎県諸県県有林共に学ぶ森」（宮崎市）の指定管理者として指定されており、技術士（森林部門）、林業普及指導員、森林インストラクター、社会教育主事などの資格を有した人材を保有していることから、県内広域で、今回の見学研修において参加者が森林に興味を持ち、森林を理解してもらうためのプログラムを県内全域において企画・実行できる団体である。</p> <p>さらに、森林環境の育成・保全のための森林整備や県産材の利用促進・拡大及び普及啓発、森林環境を活用した県民の保養・レクリエーション及び森林環境教育の推進等の事業に取り組んでおり、会員は、県内の主要な森林・林業関係団体で構成され、様々な分野で幅広いネットワークを持つ県内唯一の団体である。</p> <p>このようなことから、当該業務を適正に遂行できる能力を有し、事業の効果を最大限に発揮できる団体は、公益社団法人宮崎県森林林業協会において他にない。</p>	環境森林部 環境森林課みやざきの森林づくり推進室

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
4	宮崎県林業技術センターにおける試験地の管理等委託業務	試験地の管理及び試験研究に係る業務委託	18,822,400	第167条の2第1項 第2号	公益社団法人宮崎県森林林業協会は、県有施設の管理・運営や森林調査などを主な業務とし、特殊で高度な技術を有し、準特地公署において確実に作業員を確保できる唯一の団体である。また、森とのふれあい施設の指定管理者でもあり、管理運営の一元化を図る上からも最もふさわしい団体である。	環境森林部 森林経営課
5	木育活動推進事業	木育活動の推進に係る事業に関する業務の委託	8,108,100	第167条の2第1項 第2号	本委託業務は、木育活動を実践的に進めるため、木づかい県民会議内に設けられた木育ネットワーク部会の事務局を担っている公益社団法人宮崎森林林業協会に業務を委託するものである。 なお、当該協会は、森林・林業・木材産業に関わる幅広い団体で組織される公益社団法人であり、水源の涵養、地球温暖化防止、災害防止、人々の健康の維持・向上など森林が有する多面的な機能や、循環資源として木材を利用する意義などについて普及啓発を行っている。また、ひなもり台県民ふれあいの森の運営等を通じて、県民が森林や木に親しむ活動を行っており、木に親しむ意義について意識啓発を図り、県民の木に親しむ実践につなげていく当該業務の委託先は、公益社団法人宮崎県森林林業協会をおいて他にない。	環境森林部 山村・木材振興 課みやざきスギ 活用推進室